○国土交通省告示第三十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年十一月二十日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年一月八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ－2337	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫＦ－ＶＥ３－１	スバル　ＤＢＡ－ＬＡ300Ｆ、スバル　ＤＢＡ－ＬＡ310Ｆ	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号

○国土交通省告示第三十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年十一月二十日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年一月八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒ＧＳ－1006	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　６ＨＫ１ＸＤＬＡ	日立　ＵＤＳ－Ｈ71、ＫＣＭ　ＵＤＳ－85Ｊ１	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第四十一号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十四年十一月十三日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十五年一月八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3315	クボタ　ＥＤＭ－ＦＴ１Ａ	農耕トラクタ	クボタ　Ｄ1503	1.499	株式会社クボタ　大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目２番47号
農3316	クボタ　ＥＤＭ－ＦＴ１Ｂ	〃	クボタ　Ｄ1703	1.647	〃

○国土交通省告示第四十二号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十四年十一月十六日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十五年一月八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3317	昭信　ＫＤＮ－Ｈ２	農業用薬剤散布車	ヰセキ　Ｅ４ＤＥ	2.955	株式会社ショーシン　長野県須坂市小河原2156番地
農3318	昭信　Ｇ９	〃	クボタ　Ｄ1105	1.123	〃

統　計

四半期別ＧＤＰ速報（２次速報）（2012（平成24）年７～９月期）

内　閣　府

実質国内総生産（原系列）

（単位：2005暦年連鎖価格、10億円）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫品増加	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫品増加	財貨・サービス 純輸出	輸出	輸入	開差	国民総所得	総固定資本形成	国内総生産（支出側）（除FISIM）	家計最終消費支出（除FISIM）	財貨・サービス 輸出（除FISIM）	財貨・サービス 輸入（除FISIM）
2011/ 10- 12.	131,905.3	78,194.3	76,160.0	63,713.2	3,414.1	16,724.1	586.3	24,675.3	5,468.7	5.8	2,810.4	20,884.5	18,074.2	26.3	130,206.7	25,628.8	129,860.3	74,905.2	20,805.8	18,082.6
2012/ 1- 3.	130,774.0	76,567.2	75,120.6	62,636.8	3,151.8	19,562.1	-3,231.4	25,795.5	6,277.5	16.8	2,844.2	20,865.5	18,021.4	-209.7	130,486.9	28,958.3	128,724.2	73,864.3	20,787.1	18,029.8
4- 6.	127,406.1	75,784.6	74,043.3	61,522.4	3,143.5	15,719.3	456.8	25,330.6	4,410.7	-1.9	2,774.5	20,931.9	18,157.4	-212.0	126,043.7	23,245.7	125,360.8	72,789.5	20,853.6	18,165.9
7- 9.	129,019.3	77,602.1	75,598.6	63,036.8	3,473.5	16,754.2	-641.5	24,883.1	5,217.4	-0.8	1,890.3	20,298.1	18,407.9	-159.1	129,015.4	25,454.4	126,962.2	74,337.0	20,219.2	18,416.5

＊開差＝国内総生産（支出側）－国内総生産（支出側）の内訳項目計

＊財貨・サービスの純輸出は連鎖方式での計算ができないため、財貨・サービスの輸出－財貨・サービスの輸入　により求めている。このため寄与度とは符号が一致しない場合がある。

実質国内総生産（原系列）　（前年同期比）

（単位：%）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫品増加	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫品増加	財貨・サービス 純輸出	輸出	輸入	国民総所得	総固定資本形成	国内総生産（支出側）（除FISIM）	家計最終消費支出（除FISIM）	財貨・サービス 輸出（除FISIM）	財貨・サービス 輸入（除FISIM）
2011/ 10- 12.	-0.2	1.3	1.1	1.2	3.3	9.9	(-0.9)	1.0	-7.5	(0.0)	(-1.2)	-2.7	5.6	-1.3	4.6	-0.1	1.3	-2.8	5.6
2012/ 1- 3.	3.4	4.0	3.8	4.4	-0.1	6.8	(0.2)	2.4	4.9	(0.0)	(-0.9)	0.9	6.6	2.5	5.5	3.5	4.0	0.8	6.6
4- 6.	3.9	3.2	3.1	3.5	4.6	7.3	(0.1)	2.5	11.2	(-0.0)	(-0.1)	9.2	9.0	3.3	7.6	3.9	3.2	9.2	9.0
7- 9.	0.5	1.4	1.3	1.3	1.4	1.4	(-0.2)	2.9	15.0	(-0.0)	(-1.6)	-4.9	4.8	0.8	4.1	0.5	1.4	-5.0	4.8

＊（　）内の数値は寄与度。

＊財貨・サービスの純輸出の寄与度は財貨・サービスの輸出の寄与度－財貨･サービスの輸入の寄与度　により求めている。